

「インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状使用を義務化」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

インドネシア政府は1月5日付で、「一部の一次産品輸出時に、輸出信用状の使用を義務付ける」商業相令(01/M-Dag/PER/1/2009)を発布した。2ヵ月後の3月5日から実施される。今後、実施細則が出る予定。

今回の規制導入の背景には、1. 輸出代金のインドネシア国内への還流、2. 最近の国際的な一次産品価格低下で輸出代金の回収が困難になるリスクから国内の輸出者を保護すること、があるとみられている。

実施後には、輸出者は「特定の品目の輸出にはL/Cを使用すること」、「輸出代金をインドネシア国内の為替取扱銀行を通じて受取ること」と「輸出申告書(PEB = Pemberitahuan Ekspor Barang)に、輸出信用状(L/C)の番号を記載すること」が義務化される。

今回の規制の適用対象となる輸出品目は以下の通り。一部については、加工した製品も対象となる。

「コーヒー、パーム油(CPO)、カカオ、鉄鉱、マンガン鉱、銅鉱、ニッケル鉱、アルミニウム鉱、鉛鉱、ニオブウム鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱、ジルコニウム鉱、石炭、ゴム、スズ」

《インドネシア関連レポート》

「AREA Report123 インドネシア：投資優遇政令 2007年1号を施行 2007年1月15日」

「AREA Report129 インドネシア：投資優遇政令 2007年1号『施行細則』発表 2007年4月3日」

「AREA Report152 インドネシア投資環境レポート ～パート1：ジャカルタ、スラバヤ、スマラン編 2008年2月13日」

「AREA Report164 インドネシア投資環境レポート ～パート2：バタム編 2008年5月15日」

「AREA Report181 インドネシア：投資優遇措置を23産業分野に拡大 2008年10月21日」

「AREA Report184 インドネシア最低賃金引き上げ 2008年11月14日」

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部CIBグループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途インドネシア当局にご確認を頂きますようお願いいたします。